

発行日：平成 21 年 1 月 9 日(金)

保険情報サービス株式会社 **FAX NEWS**

平成 21 年の展望

発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル

TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

新年明けましておめでとうございます。

昨年来から頻りに報じられた「100年に1度の金融危機」、「世界的大不況」、「派遣切り」という単語に食傷気味の方も多いのではないでしょうか。悲観論が蔓延する中であって、このような局面こそ自社がさらに飛躍する好機ととらえている方が多いことも事実です。

年頭にあたり、今後の労働環境における展望をお伝えいたします。

1. 人材採用を行う会社にとって好機となる

現時点では、非正規労働者の契約解除が始まっておりますが、3月以後は企業の倒産などにより、これまで求職市場に出ることのなかった正規社員群が急増すると予想されます。

これは人材採用を行う企業にとっては絶好の機会です。今後の企業展開を視野に入れ、組織再編・人材の採用を行うにはチャンスOfYearです。

なお、求人方法として、ハローワークを利用する場合には限られますが、「トライアル雇用」とするのはいかがでしょうか。トライアル雇用による雇い入れが助成金の対象となりえるという点もありますが、それ以上に企業側に有利と思われるのは、3ヶ月間の雇用で自社にふさわしくない人材ということで雇用を解除しても通常の解雇にあらず、そのため解雇時に決まって発生する解雇権の濫用問題が発生しないという点です。

2. 企業買収の好機となる

「事業の選択と集中」が高まると予想され、そのなかでも生き残り成長を目指すM&Aが活発になると思われます。景気後退のみが理由ではなく、依然後継者不足による事業承継問題は存続しております。市場が縮小する中、業界再編、同業他社、子会社や部門の買収・売却は活発に行われることが予想され、売り手買い手ともここはチャンスととらえ、アンテナをはる必要があると思われます。

3. 労働問題がさらに増加する

労働問題の多発はこの数年来の傾向ではありますが、昨年当社で扱ったもので多かったのが、退職した元従業員からの時間外手当の請求です。元労働者から内容証明郵便が送られてくるというのが、一般的なパターンです。相手の主張をすべて受け入れるものでもなく、過去の労働時間の記録をもとに冷静に対応していく必要があります。

時間外手当のほかに、解雇、賃金額変更における問題がありますが、多くは口頭でのやりとりが無用のトラブルの原因であったという場合がほとんどです。採用時の雇用契約書、就業規則から退職時の退職届にいたるまで自社の人事まわりのフォームを作成・見直しを行うことがトラブル防止の第一歩となります。部下を持つ層における労働法の基本知識も必要です。

【中小企業緊急雇用安定助成金】について

昨年来より本助成金の申請が急増しております。この内容は、業務量減少により従業員を休業させた場合、休業手当（平均賃金の6割）を企業が従業員に支払う必要があるのですが、本助成金により、その5分の4が助成される、というものです。休業計画とともにハローワークに事前申請をしておくという点がポイントとなります。

本年の行動がこれからの数年間を決めるといっても過言ではなく、当社もさらにお客様に役立てるよう精進いたします。本年もよろしくお願いたします。

本内容のお問い合わせは高澤まで